

地域づくり総合交付金(新型コロナウイルス感染症対策推進事業) 実施要綱

北海道日高振興局長

第1 趣旨

地域づくり総合交付金制度要綱（平成25年4月19日付け日地政第313号北海道日高振興局長（以下「局長」という。）決定。以下「制度要綱」という。）に基づき、地域づくり総合交付金における新型コロナウイルス感染症対策推進事業の交付に関し、必要な事項を定める。

第2 交付対象者

制度要綱第2の表の3に規定する交付対象者は、次により取り扱うものとする。

- 1 市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合において、制度要綱第6の1の表の適用は市町村として取り扱うことができる。
- 2 市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、制度要綱第6の1の表の適用は、一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。
- 3 局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るために諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。

第3 交付対象事業

- 1 制度要綱第3に規定する交付金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

区分	対象事業
新型コロナウイルス 感染症対策推進事業 (ソフト系事業)	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地域活性化を目的として取り組む、感染防止対策等の「新北海道スタイル」を踏まえた事業。ただし、地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱別紙1の第1における各区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。

- 2 対象事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) イベント開催事業
- (2) 広報普及事業
- (3) 人材育成事業
- (4) 調査研究事業
- (5) 局長が特に必要と認める事業

- 3 対象外事業

次の表の左欄に掲げる事業については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる事業については対象とすることができます。

対象外事業	例外的に対象とできる事業
(1) 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業	—
(2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業等独立採算を原則とする事業	—
(3) 専ら団体構成員のみを対象とする事業	公益性が高いと認められる事業（視察、研修・大会の開催、サークル活動などを除く。）

(4) 事業主体の経費負担のない事業	参加負担金や入場料等の収入については、事業主体の経費負担（自己財源）とみなすことができ、これに該当する事業
(5) 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業	—
(6) 他の団体等に補助する事業	新型コロナウイルス感染症対策推進事業（ソフト系事業）を実施する団体等に対し市町村が補助する事業
(7) 営利を目的とする事業	—
(8) 施設の維持管理を目的とする事業	—
(9) 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業	—
(10) その他局長が不適当と認める事業	—

第4 交付対象経費

制度要綱第4に定める交付対象事業に要する経費のうち、次の表の左欄に掲げる経費については原則として交付対象外とするが、同表の右欄に掲げる経費については対象とすることができる。

対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
(1) 賃金及び職員費	ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費
(2) 食糧費	—
(3) 備品購入費	ア 事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合（当該事業の交付対象経費の5分の1を限度とする。） イ 防災備蓄計画等に基づく感染症対策用品を含む備蓄品・備品購入費
(4) 用地取得費	—
(5) 工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合（既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）
(6) その他局長が不適当と認める経費	—

第5 交付金の限度額

制度要綱第6の1の表の(3)に規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

- 1 第3の3の表の(6)に定める事業のうち、同表の右欄に掲げる事業における限度額については、制度要綱第6の1の表の(1)のアの(イ)における局長が適当と認める者の規定を準用する。
- 2 局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、上限額及び下限額を適用しないことができる。

第6 交付金額の算定

- 1 第3の3の表の(4)の右欄に掲げる事業における参加負担金や入場料等の収入については、その全額を事業主体の経費負担（自己財源）として算定するものとする。
- 2 1に掲げる事業主体の経費負担（自己財源）が交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合には、交付対象経費から事業主体の経費負担（自己財源）を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。
- 3 第3の3の表の(6)に掲げる事業のうち、同表の右欄に掲げる事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。
- 4 過疎対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該地方債で積み立てた基金を取り崩して実施する事業及び当該事業の財源としている負担金に過疎対策事業債を利用している事業についても同様とする。）。
- 5 市町村、一部事務組合及び広域連合が実施する事業において、交付対象事業に使途を限定して得た寄附金がある場合には、交付対象経費から当該寄附金の額を控除して交付金額を算定するものとする。ただし、交付対象事業が地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業である場合、当該事業を実施するために法人から受けた寄附金については、その全額を交付対象経費から控除せずに交付金額を算定するものとし、当該寄附金の額が、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額を上回る場合は、交付対象経費から当該寄附金額を控除した額を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。

第7 事業計画に添付する関係書類

制度要綱第8の1に規定する関係書類は、別記第1号様式の地域づくり総合交付金（新型コロナウイルス感染症対策推進事業）事業実施概要書とする。

第8 交付金の交付申請、交付決定等

制度要綱第9の1に規定する関係書類は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号出納長通達）に定める「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示すものとする。

第9 交付の条件

制度要綱第10に規定する交付条件については、次のとおりとする。

- 1 制度要綱第10の1の(1)に定める交付対象経費の額の変更については、当該交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。
- 2 制度要綱第10の1の(2)に規定する事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。
- 3 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した場合はこの限りではない。
 - (2) (1)本文に定める承認を受けようとするときは、別記第2号様式により局長に申請しなければならない。
 - (3) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第3号様式により局長に報告しなければならない。
 - (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、(9)に定める財産処分納付金の全部又は一部を財産処分納付金として道に納付せざることがある。ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。
 - ア 地方公共団体が行う財産処分
 - (ア) 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）
 - (イ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超えて、かつ、耐用年数を経過し

ていない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

- (ウ) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等
- (エ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超える、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等
- (オ) その他局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

- (ア) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超える、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合

- (イ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超える、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合
- (ウ) 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）

- (エ) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等
- (オ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超える、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等

(5) (3)に定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、(4)のただし書の規定は適用しないことがある。

(6) 地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く。）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第9の3に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。

(7) 担保に供する処分については、局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。

(8) (7)に定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

(9) 財産処分納付金の額

ア 有償譲渡又は有償貸付の場合

譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に係る交付金額とする。）。ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額とする。

イ 上記ア以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）とする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

(10) 事業の実施により生じる50万円未満の財産処分については、(1)の規定にかかわらず、局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

(11) (10)で定める財産処分によって収入があった場合、(4)の本文の規定は適用しないものとする。

(12) 交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

第10 交付事業遂行状況報告

局長は、交付事業の適正な執行を図るために必要があるときは、交付事業者に対して、別記第4号様式により局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況について報告を求め、又は当該職員に調査をさせるものとする。

第11 実績報告

制度要綱第13に規定する関係書類は、事業告示で示すものとする。

第12 その他の取扱い

局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。